

## 対ネパール連邦民主共和国 国別開発協力方針

平成28年9月

### 1. 当該国への開発協力のねらい

ネパールは、インドと中国の間に位置するため、ネパール国の発展と安定を支援することは、我が国にとって政治・経済的に重要な南アジア地域全体の安定に寄与することに繋がる。

一方で、ネパールは、山地を擁する内陸国という地理的制約に加え、社会インフラの不足やガバナンスにおける課題等を抱え、主要産業である農業の生産性も低いことから、経済成長も低い水準にとどまっており、南アジアで最も所得水準の低い後発開発途上国である。更に、2015年4月には約9,000名の犠牲者を出す大震災が発生し、同年度の経済成長は著しく落ち込んだ。

現在、同国は、震災からの早期復興及び国土の強靱化に取り組んでいる。また、2015年9月には、武力闘争後の和平・民主化プロセスを経て新憲法が公布された。ネパールの発展のためには、新憲法の施行を着実なものとし民主主義の定着を図るとともに、開発事業を着実に推進することが重要である。

ネパールは、経済協力、観光、文化面の交流や人の往来等を通じて、我が国と伝統的な友好関係にある。ネパール国に対する支援は、良好な二国間関係の一層の発展に寄与するものである。

### 2. 我が国のODAの基本方針（大目標）：後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援

ネパール政府は、震災復興への取組を進めるとともに、「2022年までの最貧国からの脱却」という目標を掲げ、経済成長を促進し、国民全体にその恩恵を行き渡らせることにより社会を安定化させるという課題に取り組んでいる。

我が国としては、このネパール政府の取組を後押しすべく、以下の4つの分野を重点分野として位置付け、積極的な支援に努める。

### 3. 重点分野（中目標）：

#### （1）ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり

大震災では、多数の住宅やインフラに甚大な被害が生じ、防災体制の強化の必要性が改めて明らかになった。防災先進国である日本として、住宅、学校の再建及びインフラ整備を中心とする復興支援事業を、「仙台防災枠組2015-2030」にて提唱された「より良い復興（Build Back Better）」の方針に基づき着実に実施すると共に、気候変動等を踏まえた中長期的な視野で将来のさらなる災害

に備えるべく、ハード及びソフトの両面にわたり、災害に強い国づくりを支援する。

#### (2) 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備

運輸交通インフラの整備の遅れ、深刻化する電力及び水の不足、更には下水・廃棄物や大気汚染による都市環境の悪化は、国の経済成長の妨げの大きな要因となっており、国民生活に深刻な影響を与えている。また、内陸国として周辺国とのソフト及びハード両面での連結性向上が喫緊の課題にもなっている。そのため、経済成長や民間セクター開発、国民生活の改善に直結する運輸交通、電力、都市環境などの社会基盤・制度整備を支援する。

#### (3) 貧困削減及び生活の質の向上

ネパールでは総人口の6割強が農業に従事しているが、生産性の低さから、国民の収入も低水準に止まっている。また、保健医療、教育等の生活の基礎を成す分野は、改善が進んでいるものの、未だ十分な状況には至っていない。ついでには、農業技術の普及を通じた農業の生産性と所得の向上、及び保健医療、教育等の水準向上等を通じ、貧困削減と共に生活の質の向上を支援する。

#### (4) ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり

移行期にある連邦民主共和制を進めるため、中央及び地方政府のガバナンス能力向上を支援すると共に、社会的弱者を含む住民のニーズを行政施策に反映させるため、コミュニティの能力強化及び人材育成を行う。また、新憲法の施行を着実なものとし、民主主義を定着させることは、経済成長の実現にとっても重要であり、法整備支援や選挙支援などを通じ、その基盤となる制度づくりを支援する。

### 4. 留意事項<sup>1</sup>

(1) 上記支援の実施にあたっては、新憲法の施行に伴う国内の政治的安定、治安、隣国との物流等の状況に十分配慮する。

(2) 震災復興、電力、教育など、他のドナー国・機関や国際開発金融機関との援助との協調や協力が進んでいる分野については、援助の効率化、透明性の向上が最大限確保されるよう、我が国としても可能な限り係る取組に参加する。

(3) 民間企業、地方自治体、大学・研究機関、NGOとの連携などの可能性を考慮し、我が国の技術力の活用も視野に入れつつ、案件形成を行う。

(4) 南アジアの連結性を強化することは、ネパールを含む同地域全体の発展に繋がる大きな可能性を秘めているところ、地域連結性に資する案件の形成・

実施に努める。

(5) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」達成を念頭におきつつ、持続可能な生産と消費、山地生態系の保全、ジェンダー等の社会的包摂性の向上、気候変動対策等にも対応していく。

(了)

別紙： 事業展開計画

1 なお、同国を対象として実施された過去のODA 国別評価は次のとおり。

ネパール国 国別評価 (2012) 報告書掲載先：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/nepaar.html>